

許可番号09710148359

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県高松市三谷町3977番地

氏 名 株式会社MCS

代表取締役 竹内 裕一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 **第14条第1項** の許可を受けた者であることを  
第14条の2第1項  
証する。

高松市長 大西 秀



許可の年月日 令和3年10月5日

許可の有効年月日 令和8年10月4日

1. 事業の範囲

(1) 取扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪ゴムくず ⑫金属くず ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑭鉱さい ⑮がれき類 ⑯動物のふん尿 ⑰ばいじん（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年10月5日（当初許可）

平成28年10月5日（更新許可）

令和3年10月5日（更新許可）

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余 白

備考

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	※積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (m <sup>3</sup> )	積み上げることができる高さ (m)
1	高松市西植田町字廣間 6879番1	60	⑤、⑩、⑪、⑫	80	2
2	高松市西植田町字廣間 6883番1	70	⑦	93.92	3.5
3	高松市西植田町字廣間 6884番	264	⑤、⑥、⑦、⑧、 ⑨、⑩、⑪、⑫	599.3	屋内保管のため制限なし
4	高松市西植田町字廣間 6883番1	39	①	3.51	屋内保管のため制限なし
5	高松市西植田町字廣間 6883番1	1.44	②	1.15	屋内保管のため制限なし
6	高松市西植田町字廣間 6883番1	0.36	③	0.29	屋内保管のため制限なし
7	高松市西植田町字廣間 6883番1	0.36	④	0.29	屋内保管のため制限なし
8	高松市小村町字南下所 148番4	100	⑤、⑥、⑦、⑧、 ⑨、⑩、⑪、⑫	255	屋内保管のため制限なし
9	高松市三谷町字小石工谷 3979番1	100	⑤、⑥、⑦、⑧、 ⑨、⑩、⑪、⑫	192	3.25
10	高松市三谷町字小石工谷 3979番1	100	⑤、⑩、⑪	192	3.25
11	高松市西植田町字廣間 6884番	35	⑤、⑪、⑫	56.25	屋内保管のため制限なし
12	高松市小村町字南下所 148番4	56	⑤、⑪、⑫	132	屋内保管のため制限なし
13	高松市西植田町字廣間 6884番	0.52	⑤、⑩、⑪	0.42	0.8
14	高松市小村町字南下所 148番4	0.52	⑤、⑩、⑪	0.42	0.8

※①燃え殻 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず ⑧繊維くず ⑨ゴムくず ⑩金属くず ⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑫がれき類 (ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
石綿含有産業廃棄物	11、12
水銀使用製品産業廃棄物	13、14
水銀含有ばいじん等	行わない。

以上

以下余白